

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

令和3年3月10日

【開催日】 令和3年3月10日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時25分～午後2時40分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
傍聴議員	長谷川知司		

【執行部出席者】

副市長	古川博三	大学推進室長	大谷剛士
大学推進室主査	大坪政通	大学推進室主任主事	尼崎幸太

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	議事係長	中村潤之介
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第35号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について

午後2時25分 開会

高松秀樹委員長 それでは、山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。本日は、議案第35号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を

定める条例の制定についてです。最初に執行部の説明をお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、議案第35号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について、御説明します。お手元に参考資料を配布しておりますので、資料に添って御説明させていただきたいと存じますので、恐れ入りますが資料を御覧ください。まず、条例制定の背景としましては、地方独立行政法人法では、これまで地方独立行政法人の役員等の個人に賠償責任が課されることや、その免除についての定めがありませんでしたが、会社法や独立行政法人法などの他の法令におきましても、役員等が軽過失であるにもかかわらず巨額の損害賠償責任を負わされることを恐れ、萎縮することを防止するために役員等の損害賠償責任を軽減する仕組みが設けられていることから、平成29年の地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人の理事長又は副理事長、理事、監事又は会計監査人の役員等が、当該法人に対して負う損害賠償責任の規定が追加され、令和2年4月1日から施行されております。この法改正により、地方独立行政法人の役員等が当該法人に対して負う損害賠償責任において、善意でかつ重大な過失がない場合には、当該法人の設立団体の条例に定める損害賠償責任の限度額（最低責任限度額）を除いた額について、一部免除することが可能となりました。免責の要件とされる「善意でかつ重大な過失がない場合」は、軽過失とほぼ同義とされ、具体的には、地方独立行政法人の役員等が違法な職務行為によって当該法人に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合となります。次に、この法改正の趣旨としましては、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任が無限に広がりかねないとなれば、役員等に予測不可能な損害を生じさせ、適切な人材を得られなくなるおそれがあるとともに、役員等の柔軟な職務執行への萎縮効果を招き、創意工夫、積極果敢な取組や本来行うべき施策も行われなくなってしまうということの弊害が想定され、地方独立行政法人の適切な運営を損なう可能性があることから、その職

務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任を、一定の合理的な範囲内において軽減することを目的とするものです。続いて、この度の条例制定の理由としましては、この法改正の趣旨に照らし、地方独立行政法人の役員等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、負担する損害賠償責任を軽減する措置を講じることが相当と考えられることから、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の役員等の損害賠償に係る最低責任限度額を設定しようとするものです。最低責任限度額の範囲につきましては資料の裏面の2ページになりますが、地方独立行政法人法施行令におきまして参酌基準及び下限額(最低額)が規定されており、最低責任限度額の設定に当たりましては、地方独立行政法人法におきまして、法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌し、政令に定められた下限額以上の額を定めるものとされています。この政令で規定されております参酌基準は、理事長又は副理事長が基準報酬年額の6倍、理事が4倍、監事又は会計監査人が2倍となっております。免責の方法としましては、賠償の責任を負う額、賠償責任額から条例で定める額を控除して得た額について免責するというもので、この条例で定める額が免責後に役員等が実際に負担することとなる賠償額ということになります。これらを踏まえ、資料3ページのとおり、この度の条例における役職ごとの最低責任限度額としまして、政令に定める基準と異なる内容を定める理由はないため、政令で規定された参酌基準と同様に、理事長又は副理事長が基準報酬年額の6倍、理事が4倍、監事又は会計監査人が2倍と定めております。なお、当該条例案の審議におきましては、関係法令の定めにより、議会におかれましては監査委員の意見を聴取していただくという手続を取っていただくことになり、お手数をお掛けすることになりますが、よろしくお願い申し上げます。当該条例が議会で議決され、制定されましたら、地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学におきまして、当該条例の規定に従い、当該法人の役員等の区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額についての免除を、市長の承認を得て行うことができる旨を

当該法人が作成しております業務方法書に規定するため、業務方法書の変更を行い、その変更について市長の認可を受けるために申請していただくこととなります。そして市長の認可が受けられましたら、その日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用されることとなります。条例制定後の流れにつきましては資料4ページに、また、関係法令の該当する条項につきましては資料5ページ、6ページに掲載しておりますので、御確認いただければと存じます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 イメージがつかめないのので教えていただきたいんですが、損害賠償というのは具体的にどういった例が考えられるのでしょうか。

大谷大学推進室長 役員等の判断や役員等の発言等によって、法人に何らかの損害を負わせた場合、法令とか違反行為とかがありますので、具体的なことはどういったことというのは考えておらないんですが、法人のそういった認識等に基づくことが原因として法人に損害を与えたときに損害賠償を求められることがあると。役員等がそのことを認知していなかったことが、特段重大なことではないということについては、この免責条項が当たるということと考えております。

山田伸幸委員 この損害賠償額というのは、例えば裁判等で確定したものという判断ですか。それとも相手側から損害賠償を求められたときにもそれをそのまま受け入れて、これを今言われた理事長等がその責任を負うということもあるのでしょうか。

大谷大学推進室長 基本的には裁判の結果になろうかと考えております。

奥良秀委員 1ページ目なんですけど、職務を行うにつき善意でかつ重大な過

失がないときというのは、誰が判断するんですか。

大谷大学推進室長 これについては、法人の中でそういった事例が発生したときに状況等を調査して、状況が善意かつ重大な過失がないことと判断されれば、それをもって市に許可というかそれを出していただくと、またそこで市が判断することになるかと思います。

奥良秀委員 多分初めてのことなので、ないのが一番いいんですけど、何がこういうものに当たるのかというマニュアル的なものはあるんでしょうか。

大谷大学推進室長 いろいろとネット等でも調べてみたんですけど、令和2年4月1日に施行されたばかりということもあり、特段そういった事例がないのかなと思います。あってはならないことですので、そういうことがないように、この条例の制定の機会に法人側にも意識をきちんと持っていただきたいなどは考えております。

奥良秀委員 あってはならないことなんですけど、全国的にやられているところもあると思いますので、そういう事例も随時、ほかのところもないほうがいいんですけど、あった場合はそれを適時見てもらって、それに関連したことがうちでないようにチェックしてもらえる体制を整えていただきたいと思うんですが、その辺はよろしいでしょうか。

古川副市長 この条例は、地方独立行政法人法が改正されまして、このような仕組みを作るとするのが第一義でもあります。先ほど大学推進室長も説明しましたように、今後、大学がこれにつきまして業務方法書等を整備して市に申請するということですので、この枠組みができましたら大学に指示して、大学できちんとした形を取るようになるかと思います。そのときに、奥委員が申されましたようなことも申し添えたいと思いますので、そのように御理解いただけたらと思います。

奥良秀委員 よく分かりました。ありがとうございます。

高松秀樹委員長 法人に対して負う損害賠償責任ということは、あくまでも山口東京理科大学に対してどなたかが損害賠償を求めて、結審した場合にこの割合で払うということだと思ふんですけど、ということは例えば、理事長とか副理事長が、個人的にといたらおかしいんですけど、その人たちが何らかの^{かし}瑕疵によって損害賠償を求められて、それが決まったときはこの条文は関係ないという話になるんですか。

大谷大学推進室長 あくまでも法人に対してのもので、法人が被ったというかその損害賠償に対しての割合、役員としての責任に対しての損害賠償になろうかと思ひます。個人に対して訴えられてということではないかと思ひます。

高松秀樹委員長 個人に対しては免除されないということですね。

大谷大学推進室長 そうですね、はい。

高松秀樹委員長 そのほか委員から質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切りまして、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第35号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。これで山口東京理科大学調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 散会

令和 3 年（2021 年） 3 月 1 0 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹